

静岡県告示第164号

静岡県リサイクル製品利用推進要綱（平成17年静岡県告示第1170号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月9日

静岡県知事 川勝平太

改正前		改正後	
<p>第6 認定期間等</p> <p>(1) 第3の(1)の認定の有効期間は、知事が認定した日から <u>3年間</u> とする。</p> <p>(2)・(3)・(4)・(5) (略)</p> <p>第13 認定事業者の責務</p> <p>(1) 認定事業者は、認定製品について毎年1回認定基準への適合状況を自己点検し、その結果を様式第7号により知事に報告するとともに、関係書類を <u>3年間</u> 保存しなければならない。</p> <p>(2)・(3)・(4)・(5) (略)</p> <p>様式第1号（第3関係）</p> <p>(略)</p> <p>申請者 <u>住所</u> 法人にあっては、その主たる事務所の所在地</p> <p>申請者 <u>氏名</u> 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 ㊟</p> <p>(略)</p> <p>様式第2号（第3関係）</p> <p>(略)</p>		<p>第6 認定期間等</p> <p>(1) 第3の(1)の認定の有効期間は、知事が認定した日から <u>5年間</u> とする。</p> <p>(2)・(3)・(4)・(5) (略)</p> <p>第13 認定事業者の責務</p> <p>(1) 認定事業者は、認定製品について毎年1回認定基準への適合状況を自己点検し、その結果を様式第7号により知事に報告するとともに、関係書類を <u>5年間</u> 保存しなければならない。</p> <p>(2)・(3)・(4)・(5) (略)</p> <p>様式第1号（第3関係）</p> <p>(略)</p> <p>申請者 <u>住所</u> 法人にあっては、その主たる事務所の所在地</p> <p>申請者 <u>氏名</u> 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名</p> <p>(略)</p> <p>様式第2号（第3関係）</p> <p>(略)</p>	
留意事項	<p>1 要綱第7（認定の取下げ）に該当したときは、遅滞なく、届出書を提出すること。</p> <p>2 要綱第8（変更の届出）に該当したときは、当該変更が生じた日から30日以内に届出書を提出すること。</p> <p>3 認定製品について毎年1回認定基準への適合状況を確認するため、自己点検を実施するとともに関係書類を <u>3年間</u> 保存すること。（要綱第13）</p> <p>4 認定事業者は、適合状況等</p>	留意事項	<p>1 要綱第7（認定の取下げ）に該当したときは、遅滞なく、届出書を提出すること。</p> <p>2 要綱第8（変更の届出）に該当したときは、当該変更が生じた日から30日以内に届出書を提出すること。</p> <p>3 認定製品について毎年1回認定基準への適合状況を確認するため、自己点検を実施するとともに関係書類を <u>5年間</u> 保存すること。（要綱第13）</p> <p>4 認定事業者は、適合状況等</p>

	報告書及び販売実績報告書を毎年4月30日までに知事に提出すること。(要綱第13)
--	--

(略)

様式第3号(第6関係)

(略)

申請者 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) ㊟

(略)

様式第4号(第7関係)

(略)

届出者 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) ㊟

(略)

様式第5号(第8関係)

(略)

届出者 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) ㊟

(略)

様式第7号(第13関係)

(略)

報告者 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) ㊟

電話番号

(略)

	報告書及び販売実績報告書を毎年4月30日までに知事に提出すること。(要綱第13)
--	--

(略)

様式第3号(第6関係)

(略)

申請者 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

(略)

様式第4号(第7関係)

(略)

届出者 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

(略)

様式第5号(第8関係)

(略)

届出者 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

(略)

様式第7号(第13関係)

(略)

報告者 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

(略)

様式第 8 号（第13関係）

（略）

報告者 住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 ㊞

（略）

様式第 8 号（第13関係）

（略）

報告者 住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行前に従前の規定により取り扱った認定及び認定事業者の責務については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、現に改正前の従前の様式により提出されている申請書等は、改正後の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 4 この告示の施行の際、現に改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。